

生活保護における悪質な不正受給(H30年度～現在まで)

健康福祉部生活援護課

不正受給の内容	
1	本人が働いているとの匿名の報告を受け、調査した結果、平成29年12月から平成30年9月まで就労している事実を確認した。また、保護申請時に未申告の火災保険があり、解約返戻金を受け取っていたにも関わらず、未申告であった。これらの収入により結果として、保護受給期間中(平成29年7月～平成31年3月)の保護費全額の返還を求めたこととなった。さらに親族から仕送り収入を受けたことが発覚し、平成31年4月1日をもって保護を廃止した。
2	保護開始となった時の平成24年8月から平成28年3月まで、叔父と賃貸借契約を結び、叔父の持ち家に住んでいるように見せていた。実際には近くの実家に住み、居住実態はなかったが、本年9月に聞き取りを行い、叔父の持ち家には住んでおらず、賃貸借契約書は虚偽であったと本人より申し立てがあったため、申告時より5年遡った平成26年10月から平成28年3月の保護費について、返還を求めた。